

【1987年1月31日】労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行（第1次分）等について

労働省

昭和62年1月31日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行（第1次分）等について労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和61年法律第59号）による労災保険制度の改善の大綱については、別に昭和62年1月30日付け労働省発基第7号により労働事務次官より通達されたところであるが、今般同法の一部が昭和62年2月1日から施行され、これに伴い、労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第9号）、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（昭和62年労働省令第2号）及び労働者災害補償保険法第8条の2第項第1号及び第2号の労働大臣が定める額を定める告示（昭和62年労働省告示第6号）が制定され、同日から施行されることとなった。

また、労災就学等援護費の支給については、昭和45年10月27日付け基発第774号によって取り扱われてきたところであるが、今般、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行に伴、別紙のとおり労災就学等援護費支給要綱の一部を改正し、昭和62年2月1日から施行することとした。

については、下記の事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

なお、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律中昭和62年2月1日施行に係る部分以外の部分の施行については、施行の都度おって通達する。

（注）法令の略称は次のとおりである。

改正法 = 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和61年法律第59号）

新 法 = 改正法第1条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（昭和62年法律第50号）

旧 法 = 改正法第1条の規定による改正前の労働者災害補償保険法

法 = 労働者災害補償保険法

改正省令 = 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（昭和 62 年労働省令第 2 号）

新労災則 = 改正省令第 1 条による改正後の労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）

旧労災則 = 改正省令第 1 条による改正前の労働者災害補償保険法施行規則

労災則 = 労働者災害補償保険法施行規則

新帝支則 = 改正省令第 2 条による改正後の労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）

旧特支則 = 改正省令第 2 条による改正前の労働者災害補償保険特別支給金支給規則

特支則 = 労働者災害補償保険特別支給金支給規則

新昭和 52 年改正省令 = 改正省令第 3 条による改正後の労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令（昭和 52 年労働省令第 7 号）

旧昭和 52 年改正省令 = 改正省令第 3 条による改正前の労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令

昭和 52 年改正省令 = 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令

## 第 2 特別支給金関係

### 1 特別給与を基礎とする特別支給金の算定基礎年額の改正

- (1) 年金たる特別支給金が支給される場合における算定基礎年額の限度額の改正
- (2) 算定基礎年金の特例に関する規定の整備
- (3) 昭和 52 年 3 月 31 日以前に生じた事故に関して支給される特別給与を基礎とする特別支給金の算定基礎年額の改正
- (4) 加重障害の取扱い
- (5) 経過措置

### 2 特別支給金として支給される差額支給金に関する規定の改正

- (1) 改正の内容
- (2) 経過措置

## 第 3 労災就学等援護費関係

### 第 1 保険給付関係

#### 1 年金給付基礎日額の年齢階層別の最低限産額及び最高限度額の新設

- (1) 改正の趣旨及び概要

## イ 改正の趣旨

給付基礎日額は、原則として労働基準法の平均賃金相当額（被災前3箇月間に支払われた賃金から算出される。）とされ、その最低保障額は、現在、年齢の如何にかかわらず一律に3,210円とされている。このように算出された給付基礎日額を労災保険制度の中核を占める年金たる保険給付の基礎として用いた場合、被災労働者の稼得能力の適正な評価及びこれに基づいた補償の実施という制度の趣旨に照らして、以下のような問題が生じていたところである。

若年時に被災した労働者の年金額が生涯にわたって低額のまま据え置かれることとなること - 賃金水準が一般的に低い若年時に被災した者の年金額と壮年時に被災した者の年金額との間に大きな格差が生じ、生涯にわたり解消されないこと。

現役の高齢（労働）者の所得との不均衡 - 高齢時における労働者の稼得能力は一般的に低下するにもかかわらず、年金額は低下する仕組みになっていないこと。

偶然的要素の介在 失業中のアルバイト等何らかの偶然的な事情により低賃金で就労中に被災した場合、長時間に及ぶ残業等何らかの偶然的な事情により平均賃金算定期間に著しく多額の賃金を得た場合等の給付基礎日額は、偶然的要素に左右され、年金のように給付期間が長期に及ぶものの基礎としては適当ではないこと。

以上のような問題点に鑑み、労働災害により失われた労働者の稼得能力の補てんを行う労災保険制度の本来の趣旨・目的に照らし被災労働者の稼得能力の評価を適正化し、労災保険の年金たる保険給付（以下「労災年金」という。）について生じている上記の不均衡を是正するとともに、年金額に年功賃金体系の要素を加味するため、我が国における一般的労働者の年齢階層別の賃金構造の実態等に基づき、年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下「年金給付基礎日額」という。）に年齢階層別の最低限産額及び最高限度額を新設したものである。

なお、特別加入者については、一般の労働者とは給付基礎日額の決定方式が異なっており、その給付基礎日額に上限、下限が設定されていること、また、労働者災害補償保険審議会の建議（昭和60年12月）において、特別加入制度のあり方等の問題について引き続き検討を行ったうえで所要の措置を講ずべきことが指摘されていること等を考慮し、今回の制度改正においては、特別加入者については、年金給付基礎日額の年齢階層別の最低限産額及び最高限度額は適用しないこととした。

## ロ 改正の概要

年金給付基礎日額の年齢階層別の最低限産額及び最高限度額の新設により、

年金受給者（特別加入者である者及びその遺族を除く。）の年金額は以下のように算定されることとなった。

昭和 62 年 2 月 1 日以後に新規に年金を受けることとなる者については、法第 8 条の給付基礎日額（スライド制を適用すべき場合にはスライド率を乗じて得た額）が、最低限産額を下回る場合にはその最低限産額が、また、最高限度額を上回るときはその最高限度額が年金給付基礎日額とされることとなる。なお、法第 8 条の給付基礎日額（スライド制を適用すべき場合にはスライド率を乗じて得た額）が最低限産額と最高限度額の間にあるときは従来の場合と同様に法第 8 条の給付基礎日額（スライド率は乗じない。）が年金額の算定の基礎とされる。

昭和 62 年 1 月 31 日において既に年金を受けている者については同日における給付基礎日額（同日においてスライド制を適用すべき場合には同日におけるスライド率を乗じて得た額）を保障することとしている。ただし、この場合であっても新規に年金を受ける者との均衡を考慮し、その保障された給付基礎日額が最高限度額を超えている間はスライドを停止することとしている。なお、最低限産額については、既に年金を受けている者についても新規に年金を受ける者と同様に適用することとしている。

## （2）算定方法等

### イ 年齢階層

年金給付基礎日額の最低限産額及び最高限度額に係る年齢階層（新法第 8 条の 2 第 2 項第 1 号の労働省令で定める年齢階層）は、賃金構造基本統計（指定統計第 94 号）の年齢階層等を考慮して、20 歳未満、20 歳以上 25 歳未満、25 歳以上 30 歳未満、30 歳以上 35 歳未満、35 歳以上 40 歳未満、40 歳以上 45 歳未満、45 歳以上 50 歳未満、50 歳以上 55 歳未満、55 歳以上 60 歳未満、60 歳以上 65 歳未満及び 65 歳以上の年齢階層とすることとされた（新労災則第 9 条の 2 関係）。

### ロ 算定方法

年金給付基礎日額の最低限産額（新法第 8 条の 2 第 2 項第 1 号の労働大臣が定める額）は、イの年齢階層ごとに、当該年齢階層に属する労働者の受けている 1 月当たりの賃金の額の第 1・二十分位数を、年金給付基礎日額の最高限度額（同項第 2 号の労働大臣が定める額）は、イの年齢階層ごとに、当該年齢階層に属する労働者の射ている 1 月当たりの賃金の額の第 19・二十分位数を、それぞれ基礎とし、労働者の年齢階層別の産業状態その他の事情を考慮して定めるものとされており、その詳細は労働省令に委任されている（新法第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項関係）。

（注） 第 1・二十分位数とは、労働者を賃金の低い者から高い者へ並べ、低い方から 5%

目の労働者が受けている賃金額であり、第 19・二十分位数とは、高い方から 5%目の労働者の受けている賃金額をいう。労働省令で定められた年金給付基礎日額の最低限産額及び最高限度額の算定方法は次の から までのとおりである（新労災則第 9 条の 3 第 1 項から第 5 項まで関係）。

前年の賃金構造基本統計を作成するための調査の調査票より、5 人以上の民営事業所に雇用される常用労働者（パートタイム労働者を除く。）の「きまって支給する現金給付額」（月額）のイの年齢階層別の第 1・二十分位数（月額）及び第 19・二十分位数（月額）を男女別に求める。

なお、65 歳以上の年齢階層については、当該年齢階層に属する者の就労実態を考慮して、労働力調査（指定統計第 30 号）による当該年齢階層の労働力率を基礎として、非労働力人口（そのきまって支給する現金給付額は、当該年齢階層に属する常用労働者の受けている「きまって支給する現金給付額」のうち最も低いものとする。）を含めたものの第 1・二十分位数（月額）及び第 19・二十分位数（月額）を単文別府求める（新労災則第 9 条の 3 第 5 項関係）。

で求めた第 1・二十分位数（月額）及び第 19・二十分位数（月額）をそれぞれ 30 で除して日額に換算する。

労災年金に係る被災労働者の男女別割合等を考慮して、 で求めた男女別・年齢階層別の第 1・二十分位数（日額）及び第 19・二十分位数（日額）を、それぞれ、労災年金に係る被災労働者の男女割合で加重平均する。

で求めた第 1・二十分位数（日額）を加重平均した額をそれぞれの年齢階層の最高限度額とする。

最高限度額については、ILO 第 121 号条約（業務災害の場合における給付に関する条約（昭和 49 年 6 月 7 日批准登録））第 19 条の規定によれば、給付額の計算の基礎となる賃金に最高限度額を設けるときは、すべての保護対象者の 75%の者の賃金と比較しこれに等しいか又はこれを超えることとなる賃金（すなわち、すべての労働者の賃金の第 3・四分位数）以上であればよいこととされているところから、 から までにより算定された額が全労働者（男女計・年齢計）の賃金（月額）の第 3・四分位数を 30 で除して日額に換算した値に満たない場合には、当該第 3・四分位数を日額に換算した値を当該年齢階層の最高限度額とする（新労災則第 9 条の 3 第 4 項関係）。

また、最低限産額については、給付基礎日額の最低保障額（新労災則第 9 条第 4 号本文 = 現在 3,210 円）に満たない場合には、その額を当該年齢階層の最低限産額とする（新労災則第 9 条の 3 第 2 項関係）。

## 八 公示方法

最低限産額及び最高限度額の公示については、毎年、その年の 8 月から翌年の

7月までの月分の年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額についての最低限度額及び最高限度額を、口の方法により定め、その年の7月31日までに官報に告示することによって行うこととされた（新労災則第9条の3第6項関係）。

なお、昭和62年2月から同年7月までの月分の年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる最低限度額及び最高限度額は、改正省令附則第2条第2項の規定により、昭和62年1月31日に昭和62年労働省告示第6号（労働者災害補償保険法第8条の2第2項第1号及び第2号の労働大臣が定める額を定める告示）として告示された（内容については参考1参照）。

### （3）具体的適用

#### イ 被災労働者の年齢の計算

年齢の計算については、傷病（補償）年金及び障害（補償）年金にあっては、当該年金たる保険給付を受けるべき労働者（被災労働者）の8月1日における年齢をもって同日から1年間の当該被災労働者の年齢とし、遺族（補償）年金にあっては、当該年金たる保険給付の受給権者（遺族）の年齢ではなく、支給事由である死亡に係る労働者（被災労働者）が生存していると仮定したときの8月1日における当該被災労働者の年齢をもって同日から1年間の当該被災労働者の年齢とすることとした（新法第8条の2第2項関係）。

#### ロ 年金給付基礎日額の算定

法第8条の給付基礎日額（平均賃金に相当する額又は新労災則第9条に定めるところによって算定した額） $\times$ スライド制を適用すべき場合は年金スライド率を乗じて得た額）と、イにより計算された被災労働者の年齢の属する年齢階層の最低限度額及び最高限度額とを大小比較する（新法第8条の2及び第65条の2関係）。

最低限度額	法第8条の給付基礎日額（ $\times$ スライド率）	} を新法第8条 2の年金給付基 礎日額とする。
	最高限度額 のとき：法第8条の給付基礎日額	
最低限度額 $>$ 法第8条の給付基礎日額（ $\times$ スライド率）	のとき：最低限度額	
最高限度額 $<$ 法第8条の給付基礎日額（ $\times$ スライド率）	のとき：最高限度額	

今後は、年齢階層別の最低限度額及び最高限度額の改定、スライド率の改定又は被災労働者の年齢の上昇により、年金給付基礎日額が変更されうることとなるが、当該変更は毎年8月1日に行われることとなり、その内容については現行のスライド率の改定の場合と同様の方法で年金受給者に通知す

ることとする（詳細については、別に通達する。）。

## 八 スライド制との関係

最低限度額及び最高限度額については、労働者の賃金の実態に基づき毎年改定されるものとされていることから、いわば、その額自体に既にスライド率の要素が加味されているといえるところから、年金たる保険給付の額をスライド制により改定すべき場合であっても、最低限度額又は最高限度額を年金給付基礎日額としてその額が算定されるものであるときには、年金給付基礎日額（すなわち最低限度額又は最高限度額）に所定給付日数を乗じて得た額を当該年金たる保険給付の額とし、これに重ねてスライド率を乗じないこととした（新法第 64 条第 2 項関係）。

新法第 65 条の 2 の規定により読み替えて適用する新法第 8 条の 2 により最低限度額又は最高限度額を新法第 8 条の 2 の年金給付基礎日額とするとき

.....年金額 = 年金給付基礎日額 × 所定給付日数（スライド率は乗じない。）

法第 8 条の給付基礎日額を新法第 8 条の 2 の年金給付基礎日額とするとき

.....年金額 = 年金給付基礎日額 × 所定給付日数 × スライド率

## 二 経過措置

昭和 62 年 1 月 31 日において年金たる保険給付を受ける権利を有していた者であって、同一の業務上の事由又は通勤による障害又は死亡に関し、同年 2 月 1 日以後においても年金たる保険給付を受ける権利を有するもの（以下「経過措置対象者」という。）については、当該同日以後において受ける権利を有する年金たる保険給付の同日以後の期間に係る額の算定に当たっては、同年 1 月 31 日における法第 8 条の給付基礎日額（同日においてスライド制を適用すべき場合には、同日におけるスライド率を乗じて得た額。以下「施行前給付基礎日額」という。）が、被災労働者の年齢の属する年齢階層の最高限度額を超える場合であっても、施行前給付基礎日額を新法第 8 条の 2 の年金給付基礎日額とすることとした（改正法附則第 4 条第 1 項関係）。

の昭和 62 年 1 月 31 日において受ける権利を有していた年金たる保険給付が遺族（補償）年金である場合は、同年 2 月 1 日以降に転給（法第 16 条の 4 第 1 項後段（法第 22 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 16 条の 5 第 1 項後段（法第 22 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））により受給権者となった遺族（補償）年金の受給資格者は同年 1 月 31 日において当該遺族（補償）年金を受ける権利を有していたものとみなすことと

され、の経過措置が適用されることとなった（改正法附則第4条第2項関係）。

昭和62年2月1日以降において新たに年金たる保険給付を受ける権利を有することとなった者との均衡を図る観点から、施行前給付基礎日額を年金給付基礎日額とする場合であって、経過措置対象者の年金額についてスライド制を適用すべきときであっても、年金給付基礎日額（施行前給付基礎日額）に所定給付日数を乗じて得た額を年金額とし、これに重ねてスライド率を乗じないこととした（改正法附則第4条第3項関係）。

昭和62年1月31日において受ける権利を有していた年金たる保険給付と同年2月1日以降において受ける権利を有する年金たる保険給付は、同一の業務上の事由又は通勤による障害（負傷又は疾病より障害の状態にあることを含む。）又は死亡に関して支給されるものであれば足り、同一の年金たる保険給付である必要はない。したがって、例えば同年1月31日において傷病（補償）年金を受ける権利を有していた者が同年2月1日以後において傷病が治ゆし、障害（補償）年金を受ける権利を有するに至った場合には、経過措置対象者となり、また、業務上の番由又は通勤による障害（負傷又は疾病より障害の状態にあることを含む。）又は死亡の原因である事故が同一であっても、障害（補償）年金と遺族（補償）年金とは、同一の業務上の事由又は通勤による障害（負傷又は疾病による障害の状態にあることを含む。）又は死亡に関して支給されるものではないことから、当該遺族（補償）年金を受ける権利を有する者は経過措置対象者とならない等経過措置対象者になるケース及び経過措置対象者にならないケースは種々考えられるが、その範囲を例示すると概ね参考2のとおりとなる。

#### （4）関係規定の整備

イ 障害（補償）年金差額一時金及び遺族（補償）年金の失権差額一時金の支給要件及び額の算定に関する規定の整備

障害（補償）年金差額一時金及び遺族（補償）年金の失権差額一時金の支給要件及び額の算定に関しては、所定額（給付基礎日額の1,340日分（障害等級第1級）から給付基礎日額の560日分（障害等級第7級）まで又は給付基礎日額の1,000日分（遺族））から既支給の障害（補償）年金又は遺族（補償）年金の額を差し引くに当たり、当該年金の額が最低限産額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額を基礎として算定されたため、スライド制を適用すべき場合であってもスライド率を乗じなかったものであるときには、当該年金の額を当該乗じなかったスライド率で除して得た額を用いることとした（新法第58条第1項、第61条第1項及び第66条



並びに改正法附則第 4 条第 4 項関係)。

なお、障害(補償)年金差額一時金及び遺族(補償)年金の失権差額一時金の額並びに障害(補償)年金前払一時金及び遺族(補償)年金前払一時金の額の算定に当たって用いる給付基礎日額は、新法第 8 条の 2 の年金給付基礎日額ではなく、法第 8 条の給付基礎日額であるので念の為。

ロ 加重障害の場合の取扱い

既存障害(業務外の障害を含む。)が業務上の事由又は通勤による傷病(再発した傷病を含む。)により同一部位について加重した場合であって、既存障害の該当する障害等級に応ずる障害(補償)給付が障害(補償)一時金であり、加重後の障害の該当する障害等級に応ずる障害(補償)給付が障害(補償)年金であるときには、その年金額は、受給者の平均受給期間を考慮して、前者の額の 25 分の 1 相当額を後者の額から減ずることとする。従来と同様であるが、この加重障害の取扱いの趣旨は、8 級以下相当の既存障害の稼得能力喪失度を年金によって評価するものであり、今回の年金給付基礎日額の年齢階層別の最低限産額及び最高限度額の新設の趣旨が年金たる保険給付に係る被災労働者の稼得能力の評価の適正化を図るものであるところから、既存障害の稼得能力喪失度を年金によって評価するに当たっては、年金給付基礎日額を用いることとした。すなわち、加重後の障害等級に応ずる障害(補償)年金の額が最低限変額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額を基礎として算定される場合には、当該最低限産額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額を法第 8 条の給付基礎日額として算定した既存障害の該当する障害等級に応ずる障害(補償)一時金の額の 25 分の 1 相当額を当該加重後の障害等級に応ずる障害(補償)年金の額から減ずることとした(新労災則第 14 条第 5 項、第 18 条の 8 第 1 項及び改正省令附則第 2 条第 3 項関係)。

この場合における減額の計算は、従来から行われているとおり(昭和 41 年 1 月 31 日基発第 73 号記の第 3 の 3 の(3)の二参照)(年金)給付基礎日額に乗すべき法別表第 1 下欄及び第 2 下欄の日数(給付日数)によって行うこととする。

加重障害の場合の障害(補償)年金差額一時金及び障害(補償)年金前払一時金の額の算定についても、と同様に取り扱うこととした(新労災則附則第 17 項、第 22 項、第 32 項及び第 33 項関係)。

ハ 厚生年金等との調整における調整限度額に関する規定の整備

労災年金と厚生年金保険の年金たる保険給付等(以下「厚生年金等」という。)とが同一の事由により併給される場合には、厚生年金等はその全額

を支給し、労災年金に所定の調整率を乗じて減額することにより調整を行っているが、併給調整の結果かえって併給がない場合の労災年金の額に比較して調整後の労災年金と厚生年金等との合計額が低くなる事態を避けるため、労災年金の額から厚生年金等の額を減じて得た額を労災年金の額の調整限度額としており、その際、労災年金に年金スライドが適用される場合の労災年金の額の調整限度額は、スライド前の労災年金の額（給付基礎日額×給付日数）から、厚生年金等の額（スライド後の額）を労災年金のスライド率で除して得た額を控除した残りの額とされている。

今回の法改正により、労災年金の額が最低限産額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額を基礎として算定されるものであるときには、これに重ねてスライド率を乗じないこととされた（（3）の八参照）ものの、最低限変額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額についてはその額自体にスライドの要素が加味されており、これに基づいて計算された労災年金の額にもスライドの要素が反映されている。このため、このような場合の労災年金の額の調整限度額を計算するに当たっては、厚生年金等の額を労災年金のスライド率で除さないまま労災年金の額から控除することとした（新労災令第3条第2項及び第3項、第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項及び第3項並びに附則第8項、第9項、第12項、第13項、第19項、第20項、第23項、第24項、第27項、第28項及び第29項関係）。

#### （5）施行期日等

以上の改正は、昭和62年2月1日から施行され、同年2月以降の月分の年金の額の算定について適用することとされた。したがって、同月前の月分の年金の額の算定については、従前どおりとなる（改正法附則第3条関係）。

## 2. 給付基礎日額の特例に関する規定の整備

### （1）改正の内容

労災保険の給付基礎日額は労働基準法の平均賃金に相当する額とされているが（法第8条第1項）、この平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないとき認められるときは労働省令で定めるところによって政府が算定することとされている（法第8条第2項）。これを受けて労災則第9条では給付基礎日額の特例を規定しているところ、今回旧労災則第9条第1号から第4号までの相互関係を明らかにするため、旧第1号を新第4号とし、同号の規定を、労働基準法の平均賃金に相当する額又は新第1号から新第3号までの規定により算定された額（以下「平均賃金相当額」と

いう。)がいわゆる給付基礎日額の最低保障額(現行3,210円)に満たない場合の特例として位置づけることとした。また、新労災則第9条第4号においては、スライド制を適用すべき場合の給付基礎日額の最低保障額について所要の整備を行うこととした。すなわち、旧労災則第9条第1号ただし書においては、保険給付の額がスライド制により改定されるべき場合であって平均賃金相当額にスライド率を乗じて得た額が3,210円に満たないときについては特に規定しておらず、このようなときの給付基礎日額は同号本文に規定するとおり3,210円とされてきた。今回の改正により、年金たる保険給付の額をスライド制により改定して支給すべき場合には、第1の1の(3)に述べたとおり法第8条の給付基礎日額に当該スライド率を乗じて得た額と最低限産額又は最高限度額とを大小比較し、新法第8条の2第1項に規定する年金給付基礎日額を決定し、その結果、最低限度額又は最高限度額が年金給付基礎日額とされる場合には当該年金たる保険給付の額の計算に当たってはスライド率を乗じないものとするのが法律上明らかにされた(新法第64条第2項)。これを踏まえ、平均賃金相当額にスライド率を乗じて得た額が3,210円に満たないときにおける法第8条の給付基礎日額は、3,210円を当該スライド率で除して得た額(円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、端数を切り捨てた額が平均賃金相当額を下回るときは平均賃金相当額とする。)とすることとしたものである(新労災則第9条関係)。

#### 最低保障額の適用に関する試算例

平均賃金 = 2,000 円、スライド率 = 140%、最低保償額 = 3,210 円

( $2,000 \text{ 円} \times 140\% = 2,800 \text{ 円} < 3,210 \text{ 円}$ )

(改正前) 給付基礎日額 = 3,210 円 (ただし、給付の額の計算に当たってはスライド率を乗じない。)

(改正後) 給付基礎日額 =  $3,210 \text{ 円} \div 140\% = 2,292.85\text{.....}$  (端数切捨て) 2,292 円 (給付の額の計算に当たっては、スライド率を乗ずる。)

#### (2) 経過措置

昭和62年2月前の月分の年金たる保険給付の額並びに昭和62年2月1日前に支給事由の生じた休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払

一時金、葬祭料、休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付の額の算定に係る給付基礎日額については、旧労災則第 9 条の例による（改正省令附則第 2 条第 1 項前段関係）。

昭和 62 年 2 月 1 日前に障害補償年金又は障害年金の受給権者であった労働者が同日以後に死亡した場合に、その遺族に支給する障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の額の算定に係る給付基礎日額については、旧労災則第 9 条の例による。また、同日前に死亡した労働者の遺族に支給する法第 16 条の 6 第 2 号（法第 22 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の場合の遺族補償一時金又は遺族一時金であって、同日以後に支給事由の生じたものについても、同様とする（改正省令附則第 2 条第 1 項後段関係）。

## 第 2 特別支給金関係

### 1 特別給与を基礎とする特別支給金の算定基礎年額に関する規定の改正

#### (1) 年金たる特別支給金が支給される場合における算定基礎年額の算定方法の改正

従前では、特別給与の総額（当該額を算定基礎年額とすることが適当でないと認められるときは、労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額。以下同じ。）が、給付基礎日額に 365 を乗じて得た額の 20% に相当する額又は 150 万円のいずれか低い額を超える場合には、給付基礎日額に 365 を乗じて得た額の 20% に相当する額又は 150 万円のいずれか低い額を算定基礎年額とすることとしていた（旧特支則第 6 条第 1 項）。今回、年金給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額及び最高限度額が新設されたことと均衡を図る観点から、年金たる特別支給金が支給される場合においては、当該特別給与の総額が、新法第 8 条の 2 第 1 項に規定する年金給付基礎日額に 365 を乗じて得た額の 20% に相当する額又は 150 万円のいずれか低い額を超える場合には、年金給付基礎日額に 365 を乗じて得た額の 20% に相当する額又は 150 万円のいずれか低い額を算定基礎年額とすることとした（新特支則第 6 条第 1 項から第 4 項まで関係）。

なお、年金たる特別支給金以外の特別給与を基礎とする特別支給金の算定基礎年額については、従前と同様である。

#### (2) 算定基礎年額の特例に関する規定の整備

スライド制を適用すべき場合における算定基礎年額の取扱いについては、従前では算定基礎年額にスライド率を乗じて得た額が 150 万円を超

えるときは、150万円をそのスライド率で除して得た額を算定基礎年額としていた（昭和52年改正省令附則第8条）。今回の改正により、年金給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額及び最高限度額が新設されたことに伴い、年金たる特別支給金が支給される場合においては、最低限度額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額を年金給付基礎日額とするときであって、新特支則第6条第1項の規定によって算定された額にスライド率を乗じて得た額が年金給付基礎日額に365を乗じて得た額の20%に相当する額を超えるときには、年金給付基礎日額に365を乗じて得た額の20%に相当する額をそのスライド率で除して得た額を算定基礎年額とすることとした（新特支則附則第12項において読み替えて適用する第6条関係）。

また、スライド制を適用すべき場合であって新特支則第6条第1項から第3項までの規定によって算定された額にスライド率を乗じて得た額が150万円を超えるときは、150万円をそのスライド率で除して得た額を算定基礎年額とする規定を法令整備の観点から特支別の附則に移すこととした（新特支則附則第13項及び第14項関係）。

なお、年金たる特別支給金以外の特別給与を基礎とする特別支給金の算定基礎年額の算定は、従前と同様である。

(3) 昭和52年3月31日以前に生じた事故に関して支給される特別給与を基礎とする特別支給金の算定基礎年額の改正

昭和52年3月31日以前に生じた事故に関して支給される特別給与を基礎とする特別支給金については、法第8条の給付基礎日額に365を乗じて得た額の16.9%に相当する額（その額が150万円を超える場合には150万円）を算定基礎年額として、これらの特別支給金の支給額を算定していたところであるが、新特支則では、年金たる特別支給金が支給される場合においては、(2)に述べたとおり年金給付基礎日額に365を乗じて得た額の20%に相当する額を限度額とする必要があること等から、新特支則第6条の規定中「特別給与の総額」を「給付基礎日額に365を乗じて得た額の16.9%に相当する額」と読み替えてこれらの特別支給金の算定基礎年額を計算することとした（新昭和52年改正省令附則第3条関係）。

(4) 加重障害の場合の取扱い

既存障害(業務外の障害を含む。)が業務上の事由又は通勤による傷病(再発した傷病を含む。)により同一部位について加重した場合であって、既にあった身体障害の該当する障害等級が第8級以下であるときには、その障害特別年金の額は、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別年金の額から、既にあった身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別

一時金の額の 25 分の 1 相当額を差し引いた額としていたところであるが、年金たる特別支給金が支給される場合における算定基礎年額の算定方法の変更に伴い、現在の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害特別年金の額から差し引く額を当該障害特別年金に係る算定基礎年額を用いて算定することとした既にあった障害等級に応ずる障害特別一時金の額の 25 分の 1 相当額とすることとした（新特支則第 7 条第 2 項関係）。また、加重障害の場合の障害特別年金差額一時金の額の算定についても、同様に取り扱うこととした（新特支則附則第 9 項関係）。

#### （5）経過措置

昭和 62 年 2 月前の月分の障害特別年金、遺族特別年金及び傷病特別年金の額並びに昭和 62 年 2 月 1 日前に支給事由の生じた障害特別一時金、障害特別年金差額一時金及び遺族特別一時金の額の算定に係る算定基礎年額については、旧特支則第 6 条又は旧昭和 52 年改正省令附則第 3 条の例による（改正省令附則第 3 条第 1 項前段関係）。

昭和 62 年 2 月 1 日前に障害補償年金又は障害年金の受給権者であった労働者が同日以後に死亡した場合に、その遺族に支給する障害特別年金差額一時金の額の算定に係る算定基礎年額については、旧特支則第 6 条又は旧昭和 52 年改正省令附則第 3 条の例による。また、同日前に死亡した労働者に関し、法第 16 条の 6 第 2 号（法第 22 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金であって、同日以後に支給事由の生じたものの額の算定に係る算定基礎年額についても、同様とする（改正省令附則第 3 条第 1 項後段関係）。

## 2 特別支給金として支給される差額支給金に関する規定の改正

### （1）改正の内容

昭和 52 年改正省令附則第 6 条の特別支給金として支給される差額支給金は、傷病（補償）年金の受給権者の受ける傷病（補償）年金の額と傷病特別年金の額との合計額がその者の給付基礎日額の 292 日分（昭和 52 年 3 月 31 日において労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 130 号）附則第 15 条後段の規定により給付基礎日額の 240 日分相当額の年金の支給のみを内容とする長期傷病補償給付を受けていた者については、その者が昭和 52 年 4 月 1 日以後に療養補償給付を受けるに至るまでの間は給付基礎日額の 313 日分）に相当する額（当該傷病（補償）年金の額がスライドされるときは、当該スライド率を乗じて得た額）に満たないときは、暫定措置としてその差額に相当する額の支給金（以下「差

額支給金」という。)をその受給権者に支給してきたところである。今回、年金給付基礎日額に年齢階層別の最低限産額及び最高限度額が新設されたことに伴い、この差額支給金制度の内容を、年金給付基礎日額の292日分(又は313日分)に相当する額(当該傷病(補償)年金の額をスライド制により改定すべき場合(当該傷病(補償)年金の額が最低限産額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額を年金給付基礎日額として算定されたものである場合を除く。)にあっては、当該スライド率を乗じて得た額)と、傷病(補償)年金の額と傷病特別年金の額の合計額との差額を支給するものに改めることとした(新昭和52年改正省令附則第6条第1項関係)。(参考3参照)

なお、この差額支給金制度の改正により影響を受ける者は、その受ける傷病(補償)年金の額が最低限産額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額を年金給付基礎日額として算定される者に限られ、その他の者については、従前と同様である。

## (2) 経過措置

昭和62年2月前の月分の差額支給金の算定については、旧昭和52年改正省令附則第6条の例による(改正省令附則第4条)。

## 第3 労災就学等援護費関係

今回の要綱の改正(別紙参照)は、改正法の施行により年金給付基礎日額に年齢階層別の最低限産額及び最高限度額が新設されたことに伴い、労災就学等援護費の支給対象者の要件を改めたものである。

すなわち、現行の支給対象者は、その者の受ける年金に係る給付基礎日額(スライド制の適用)がある場合は、スライド率を乗じて得た額)が別に定める額(現行12,000円。以下同じ。)以下である者とされているが、これを、その者の受ける年金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額(法第8条の2第1項に規定する年金給付基礎日額)が、最低限産額若しくは最高限度額又は施行前給付基礎日額である場合には、当該額が別に定める額以下である者

以外、すなわち給付基礎日額である場合には、当該額(スライド制が適用される場合には、スライド率を乗じた額)が、別に定める額以下である者に改めることとしたものである。

## 労災就学等援護費支給要綱の一部改正

労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日付け基発第774号)の一部を次のように改正する。

- 1 第3項第1号中「給付基礎日額(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号。以下「昭和40年改正法」という。)附則第41条)を「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する年金給付基礎日額(同法第64条第1項)に、「が改定されたものである場合又は改定されるべきものである場合」を「を改定して支給すべき場合(同条第2項又は労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(昭和61年法律第59号)附則第4条第3項の規定に該当する場合を除く。)」に、「給付基礎日額にその改定に用いられた率又は用いられることとなる率」を「法第8条の2第1項に規定する年金給付基礎日額にその改定に用いられる率と同一の率」に改める。
- 2 第5項第1号イ中「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」を「法」に、「昭和40年改正法」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する(昭和40年法律第130号)」に改める。
- 3 第9項中「、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号。以下「昭和40年改正法」という。)附則第41条」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和48年法律第85号。以下「昭和48年改正法」という。)附則大3条」とを「、「第64条第1項」とあるのは「同条大3項において準用する同条第2項」と」に、「、「昭和40年改正法附則第43条第3項」とあるのは「昭和48年改正法附則第5条第2項において準用する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号)附則第43条第3項」とを「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和48年法律第85号)附則第5条第2項において準用する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」と」に改める。



労災就学等援護費支給要綱（昭和四十五年十月二十七日付け基発第七百七十四号）新旧  
対照表

改 正 後	改 正 前
<p>三 支給対象者</p> <p>(一) 労災就学援護費 労災就学援護費は、次に掲げる者に支給する。ただし、その者（労災就学等援護費の支給対象者であったことがある者を除く。）が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る労働者災害補償保険法（昭和二二年法律第五号。以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する年金給付基礎日額（同法第六四条第一項の規定により当該遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給すべき場合（同条第二項又は労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六一年法律第五九号）附則第四条第三項の規定に該当する場合を除く。）においては、当該遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る法第八条の二第一項に規定する年金給付基礎日額にその改定に用いられる率と同一の率を乗じて得た額）が別に定める額をこえる場合には、この限りでない。</p>	<p>三 支給対象者</p> <p>(一) 労災就学援護費 労災就学援護費は、次に掲げる者に支給する。ただし、その者（労災就学等援護費の支給対象者であったことがある者を除く。）が受けるべき遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る給付基礎日額（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四年法律第一三三号。以下「昭和四年改正法」という。）附則第四条の規定により当該遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金の額が改定されたものである場合又は改定されるべきものである場合においては、当該遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金に係る給付基礎日額にその改定に用いられた率又は用いられることとなる率を乗じて得た額）が別に定める額をこえる場合には、この限りでない。</p>
<p>五 支給期間</p> <p>(一) 労災就学援護費</p> <p>イ 労災就学援護費は、労災就学援護費の支給の申請が行われた月（労災就学援護費の支給の申請が行われた月が遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由の発生した月であるときは、その翌月）から支給すべき事由が消滅した月（労災就学援護費を支給すべき事由が消滅する前に遺族補償年金、障害補償年金又は傷</p>	<p>五 支給期間</p> <p>(一) 労災就学援護費</p> <p>イ 労災就学援護費は、労災就学援護費の支給の申請が行われた月（労災就学援護費の支給の申請が行われた月が遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由の発生した月であるときは、その翌月）から支給すべき事由が消滅した月（労災就学援護費を支給すべき事由が消滅する前に遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由が消</p>

病補償年金を支給すべき事由が消滅したときは、遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由が消滅した月)までの間支給する。ただし、その支給を受ける者に係る遺族補償年金が法第一六条の五第一項又は労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四年法律第一三 号)附則第四三条第三項の規定により支給停止されている期間については、支給しない。

## 九 通勤災害についての準用

三から八までの規定は、遺族年金、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「遺族年金、障害年金又は傷病年金」と、「第六四条第一項」とあるのは「第六四条第三項において準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項において準用する同条第二項」と、「遺族補償年金が」とあるのは「遺族年金が」と、「第一六条の五第一項」とあるのは「第二二条の四第三項において準用する第一六条の五第一項」と、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第八五号)附則第五条第二項において準用する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」と、「業務災害」とあるのは「通勤災害」と、「第一五条の五第一項」とあるのは「第一八条の九第三項において準用する第一五条の五第一項」と、それぞれ読み替えるものとする。

滅したときは、遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金を支給すべき事由が消滅した月)までの間支給する。ただし、その支給を受ける者に係る遺族補償年金が労働者災害補償保険法(昭和二二年法律第五 号)第一六条の五第一項又は昭和四年改正法附則第四三条第三項の規定により支給停止されている期間については、支給しない。

## 九 通勤災害についての準用

三から八までの規定は、遺族年金、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金、障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「遺族年金、障害年金又は傷病年金」と、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四年法律第一三 号。以下「昭和四〇年改正法」という。)附則第四一条」とあるのは「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第八五号。以下「昭和四八年改正法」という。)附則第三条」と、「遺族補償年金が」とあるのは「遺族年金が」と、「第一六条の五第一項」とあるのは「第二二条の四第三項において準用する第一六条の五第一項」と、「昭和四年改正法附則第四三条第三項」とあるのは「昭和四八年改正法附則第五条第二項において準用する労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四年法律第二二 号)附則第四三条第三項」と、「業務災害」とあるのは「通勤災害」と、「第一五条の五第一項」とあるのは「第一八条の九第三項において準用する第一五条の五第一項」と、それぞれ読み替えるものとする。

(参考1)

昭和62年2月から同年7月までの月分の年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額の年齢階層別の最低限度額及び最高限度額

昭和60年に実施された賃金構造基本統計の、5人以上の民営事業所における常用労働者(パートタイム労働者を除く。)のきまって支給する現金給与額の性別・年齢階層別の第1及び第19・二十分位数は以下のとおりである。(労働省政策調査部編「労働統計調査月報」昭和61年7月号掲載)

[昭和60年6月調査]

(単位:千円)

年齢		-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-
第1・二十分位数	男子	90.6	115.1	139.1	160.4	174.5	181.0	171.0	154.0	128.3	99.2	92.2
	女子	87.1	97.6	92.9	82.4	80.8	81.6	82.0	81.0	80.6	75.6	69.1
第19・二十分位数	男子	203.9	249.5	316.3	388.8	446.1	500.1	547.1	568.1	518.1	440.8	439.5
	女子	155.6	193.2	235.6	275.6	296.3	314.2	322.9	338.7	371.2	363.5	321.8

で求めた額をそれぞれ30で割って日額換算(小数点以下第3位四捨五入)し、労災年金に係る性別の被災労働者数(その割合は、男子:女子=92.01:7.99)で加重平均すると、以下のとおりとなる(円未満の端数切り上げ)。(単位:円)

年齢	-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-
第1・二十分位数	3,011	3,794	4,514	5,139	5,567	5,769	5,463	4,939	4,150	3,244	3,012
第19・二十分位数	6,668	8,167	10,329	12,659	14,471	16,175	17,640	18,326	16,879	14,488	14,337

「きまって支給する現金給与額」の男女計・年齢計の第3・四分位数は296,800円であり(資料=と同じ)これを30で割って日額換算(円未満の端数切り上げ)すると、9,894円となる。

65歳以上の年齢階層について、非労働力人口(昭和60年6月の労働力調査によると、男子は人口505万人中非労働力人口312万人、女手は人口726万人中非労働力人口602万人)を含めたものの第19・二十分位数は月額285,018円となり、第1・二十分位数は「きまって支給する現金給与額」の最低値(月額40,000円)となった。

から まで及び新労災則第9条第4号本文の最低保障額(現在3,210円)より、昭和62年2月から同年7月までの月分の年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額の年齢階層別の最低限度額及び最高限度額は、次のように定められた。

(単位:円)

年齢	-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-
最低限度額	3,210	3,790	4,514	5,139	5,567	5,769	5,463	4,939	4,150	3,244	3,210
最高限度額	9,894	9,894	10,329	12,659	14,471	16,175	17,640	18,326	16,879	14,488	9,894

(参考2)

経過措置対象者の例

昭和62年1月31日に受ける権利を有していた年金等	昭和62年2月1日以後に受ける年金等	経過措置の取扱い
(1) 障害(補償)年金 傷病(補償)年金 遺族(補償)年金	左と同一の年金	
(2) 傷病(補償)年金 (3) 障害(補償)年金 (4) 遺族(補償)年金 (5) 障害(補償)年金 (6) 傷病(補償)年金 (7) 障害(補償)年金 (8) 遺族(補償)年金	(等級変更) 傷病(補償)年金 18条の2 (等級変更) 幅害(補償)年金 15条の2 (年金額改定) 遺族(補償)年金 16条の3 (加重) 障害(補償)年金 (治ゆ) 障害(補償)年金 (再発) 傷病(補償)年金 (支給停止・同順位) 遺族(補償)年金	既支給分 差額分×
(9) 障害(補償)年金 (10) 傷病(補償)年金 (11) 傷病(補償)年金	(再発) 傷病(補償)年金 休業(補償)給付 (治ゆ) 障害(補償)年金 (等級不該当) 休業(補償)給付	(再治ゆ) 障害(補償)年金  (再発) 傷病(補償)年金 (等級該当) 傷病(補償)年金
(12) 傷病(補償)年金	(等級不該当) 休業(補償)給付	(治ゆ) 障害(補償)年金
(13) 遺族(補償)年金 (14) 遺族(補償)年金	(転給) 遺族(補償)年金 (支給停止・次順位) 遺族(補償)年金	
(15) 遺族(補償)年金	(支給停止)	(支給停止解除) 遺族(補償)年金
(16) 障害(補償)年金 (17) 傷病(補償)年金	(業務上死亡) 遺族(補償)年金 (業務上死亡) 遺族(補償)年金	× ×
(18) 休業(補償)給付 (19) 休業(補償)給付 (20) 休業(補償)給付	(治ゆ) 障害(補償)年金 (等級該当) (当該支給) 傷病(補償)年金 (業務上死亡) 遺族(補償)年金	× × ×

.....経過措置対象者として取り扱う。

×.....経過措置対象者として取り扱わない。

(参考3)

